

大和市監査委員告示第9号

令和5年2月28日付け大和市監査委員告示第7号をもって公表した文化スポーツ部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 山 田 己智恵

監査の結果	措置の内容
<p>(文化振興課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p> <p>(スポーツ課) 収入調定に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。</p>	<p>(文化振興課) 当該補助金業務に関する手順や注意事項を盛り込んだ事務マニュアルを整備し、複数担当者がそれぞれの責任で多重チェックをするようにいたします。</p> <p>(スポーツ課) 収入調定の事務処理を正しく理解し、今回のことを課内で情報共有するとともに、あまり事例のないケースについては、より多くの視点で確認することを徹底いたします。</p>